

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十四年東京都条例第八十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（標識の寸法）</p> <p>第二条 法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）の規定に基づき知事が設置する標識の寸法は、別表第一に定めるところによる。</p> <p>第三条から第七条まで （現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二 （現行のとおり）</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（標識の寸法）</p> <p>第二条 法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）の規定に基づき知事が設置する標識の寸法は、別表第一に定めるところによる。</p> <p>第三条から第七条まで （略）</p> <p>別表第一及び別表第二 （略）</p>